

「京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例（案）」の概要

1 京丹後市が目指す「こどもまんなかのまちづくり」（前文）

前文では、まち全体で「こどもまんなかのまちづくり」を進めるうえで大切にしている基本的な考え方を示しています。

- 子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、自分らしく、幸せに生きる権利を持っている
- 妊娠期から子育て期を通じて、子どもとその家庭を地域社会全体で支える
- 子どもの思いや願いを受け止め、まちの未来を共につくる大切な存在として子どもと共にまちづくりを進める
- 子どもが、自分の権利が大切にされる経験を通じて、他の人の権利やいのちも大切にする心を育む
- 子どもたちがまんなかの社会は、これから生まれてくるいのちと共に生きる社会であり、すべての人のいのちが大切にされる社会へと豊かにつながっている

【目指すまちの姿】

子どもと、子どもに関わるすべての人が共に支え合い、育ち合うまち

2 目的・子どもの定義（第1条・第2条）

子どもの権利を保障するための基本理念並びに各主体の役割を定めることにより、まち全体でこどもまんなかのまちづくりを推進することを目的としています。

また、本条例における子どもの定義は、「心身の発達の過程にあるもの」としています。これは、こども基本法における定義と同様、年齢で一律に区切るのではなく、必要な支援が特定の年齢で途切れないようにする考え方を踏まえたものです。

3 基本理念と子どもにとって大切な権利（第3条・第4条）

子どもの権利条約等を踏まえ、子どもの権利を保障するための4つの基本理念と、特に大切な4つの権利を定めています。

【4つの基本理念】

- ① 差別されないこと
- ② 子どもにとって良いことが第一に考えられること
- ③ いのちと尊厳が大切にされ、健やかに育つこと
- ④ 思いや意見を表明する機会が確保され、尊重されること

【特に大切な4つの権利】

- ① 安心して生きる権利
- ② 自分らしく育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利

(様式2)

4 こどもまんなかのまちづくりにおけるそれぞれの役割（第5条～第9条）

こどもまんなかのまちづくりを進めるため、市をはじめ、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者が、それぞれの立場で担う役割を定めています。

5 いのちとこどもまんなかの日・週間（第11条）

子どもをはじめすべての人のいのちと尊厳を大切にし、子どもの権利について理解を深める機会とするため、世界子どもの日[※]と同日の11月20日を「京丹後市いのちとこどもまんなかの日」とし、その日を含む期間を「京丹後市いのちとこどもまんなか週間」とします。

※「世界子どもの日」は国際連合により、子どもたちの福祉向上を目的に1954年に制定されました。また、1959年の児童の権利宣言、1989年の子どもの権利条約が国連総会で採択されたのがいずれも11月20日であることから、子どもの権利についての認識を高める日とされています。

6 安心して相談できる体制の整備（第12条）

市は、子どもが悩みや困りごとを安心して相談できるよう、相談体制の整備及び周知に努めます。

7 「こども計画」で具体化し、連携・協働して進める（第13条・第14条）

市は、条例の考え方を具体的な施策につなげるため「京丹後市こども計画」を定めるとともに、子ども、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者及び関係機関と条例の理念を共有し、相互の連携及び協働により、こどもまんなかのまちづくりを総合的に進めます。

8 施行期日について（附則）

令和9年4月1日から施行します。